

[特 集]「看取り社会」のなかで

開業医の死生観はどうあるべきか



在宅での看取りが重要なテーマになっている。高齢化が進行する日本は、いわば「看取り社会」に突入したといえよう。しかし、終末期医療のあり方に関する議論が尽くされておらず、在宅での平穏な看取りは進んでいないのが現状だ。その背景には、国民はもとより、医療関係者や介護従事者の死生観が欠如しているという指摘もある。死生観がなければ病気と老衰の区別ができず、国が掲げる「キュアからケアへ」の移行も進まない。本特集では、「看取り社会」のなかで、在宅医療を担う開業医の死生観はどうあるべきか。また、患者や家族の思いをいかに共有し、満足できる終末期をつくりだすべきか、諸外国の事情も含めながら考える。

法律や倫理観などを学び 「死=敗北」の意識を変える



昨年2月の中央社会保険医療協議会資料で、一人でも在宅での看取りをした経験をもつ在宅療養支援診療所は5833施設と、全体の半数にも達していない現状が報告された。在宅医が看取りを敬遠する理由はどこにあるのか。Part 1では、法律や医師の倫理観、「死」そのものに対する考え方から、その理由を探る。

Interview 1

開業医の視点から

長尾和宏

医療法人社団裕和会理事長 長尾クリニック院長

患者が望む「平穏な死」を迎えるために 医師は真正面から「死」と向き合うべき

医師法20条は 在宅看取りの追い風

が、まさに患者さん本人にも家族にもぴったりの言葉だと思います。

—勤務医から在宅医療の道に進まれた長尾先生の「死」に対する考え方は、どのように変わってきたのでしょうか。

長尾　私は11年間、勤務医を務めた後、在宅医療をしたいと考え開業しました。これまで勤務医時代に1000以上、在宅医療で500以上の死亡診断書を書いてきましたが、勤務医時代と現在では、書く内容はもとより、私自身の生死觀が大きく変化しています。

勤務医時代は「死=敗北」に対し、現在は「死=旅立ち」。家族の表情、病院での最期は悲しみ一色だったものが、在宅では「悲しみの中に、かすかな微笑み」を見せるというように違いがあります。

—なぜ、看取りを敬遠する傾向があるのでしょうか。

長尾　端的にいえば、医師が法律を誤解していることがあります。具体的には医師法20条と21条です。

医師法20条は、1949年に制定された古い法律です(図1)。そ

図1 看取り時の法的問題

医師法:第二十条(昭和24年)

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検査をしないで検査書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。



ながお・かずひろ

1984年、東京医科大学卒業。大阪大学第二内科等を経て、95年に長尾クリニック開業。医学博士。日本消化器内視鏡学会専門医・指導医。日本ホスピス・在宅ケア研究会理事、日本慢性期医療協会理事、日本尊厳死協会常任理事。

のなかに「…ただし、24時間以内に死亡した場合(中略)この限りではない」という文言があります。 「24時間ルール」と呼ばれているものですが、この内容を、多くの医師は、「24時間以内に診ていないと患者さんが死亡した場合は、自分は死亡診断書を書けない。だから警察に届けなければならない」と勝手に誤解している場合がかなり多く見受けられます。

在宅で看取るといつても、実際には家族や介護者が看取ることが大半。呼吸停止から医師の到着まで2～3時間、いや、私の500例の経験では数時間空くことすらあります。その場合、死亡診断書に記入する死亡時刻は、家族が心臓停止を申告した時間でも、医師が死亡確認をした時間でもどちらでもいいのです。

このように医師法20条は、おおらかな看取りを保障してくれておらず、在宅医にとつて大変ありがたい法律なのです。おそらく無医村や離島も想定して定められた法律なのでしょう。在宅看取りに大きな追い風になつていると密かに感謝しています。

—21条はどういったところに問

題点がありますか。

長尾 医師法21条は、「医師は死体または妊娠4カ月以上の死産児を検査して異状があると認めたときは24時間以内に所轄警察署に届けなければならない」という法律で、以前は、「医師法21条で警察署に届けるのは犯罪分野だけ」という解釈でした。しかし1994年に日本法医学会が作成した「異状死ガイドライン」において、警察に届ける異状死に、「診療行為に関連した予期しない死」、およびその疑いのあるものを含めると明記されたのです。

その結果「医療過誤による死亡は、警察に届けなければならない」という認識に変わり、「病院内で心臓停止を申告した時間でも、医師が死亡確認をした時間でもどちらでもいいのです。

このように医師法20条は、おおらかな看取りを保障してくれておらず、在宅医にとつて大変ありがたい法律なのです。おそらく無医村や離島も想定して定められた法律なのでしょう。在宅看取りに大きな追い風になつていると密かに感

るべき処置を怠つたという罪で訴追されるのではないか」という不安から、延命措置が安易に講じられるようになつたと考えるのであります。「病院にいけば必ず治る」という考えが「治らずに死んだら、病院(医者)のせいだ」につながるため、医師が怖くなるのだと

さつて、病院医療者の死生観を歪め、病院での看取りを困難にしていると思います。

ささらに、いわゆる「年金問題」が、老衰や認知症終末期で植物状態になつても、胃瘻という延命措置で1～2年程度の延命が可能と言われています。親が生きている限り年金が支給されることが、フルコースの延命措置を望む家族を増やしている現実があります。

これらの理由が、病院死が8割を超えていることにつながつて、

延命至上主義は超高齢化社会になじまない

社会になじまない

——先ほど先生は、「死=敗北」とおっしゃいました。そうした考え方を医師の多くが持つていると思い

ますが、延命することが大切という考え方そのものが問題ということ

なのでしょうか。

長尾 おっしゃるとおりです。

100歳の末期がんであつても人

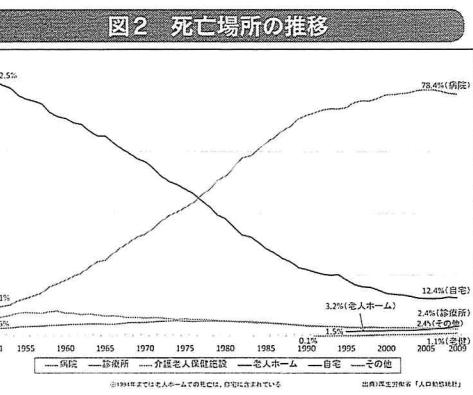
工呼吸器をつけて延命治療を施す

ことが、医師の使命であると信じて疑わない医師が少なからずおられます。

こうした医師から、私の

ような医師は、「在宅医=インチキ医療」「手抜き医療」と見られるかもしれません。

私は終末期の延命治療議論にも、この医師法21条の潜在的恐怖が大きくかかわっていると思つてあります。すなわち、「延命治療を施さずに亡くなつた場合、取り得



仰、不老・不死願望や名医幻想が、一般生活者に根強くあるからだと思います。「病院にいけば必ず治る」という考えが「治らずに死んだら、病院(医者)のせいだ」につながるため、医師が怖くなるのだと

思います。老衰や認知症終末期で植物状態になつても、胃瘻という延命措置で1～2年程度の延命が可能と言われています。親が生きている限り年金が支給されることが、フルコースの延命措置を望む家族を増やしている現実があります。

これらの理由が、病院死が8割を超えていることにつながつています。

さらに、「年金問題」が、老衰や認知症終末期で植物状態になつても、胃瘻という延命措置で1～2年程度の延命が可能と言われています。親が生きている限り年金が支給されることが、フルコースの延命措置を望む家族を増やしている現実があります。

これらが、病院死が8割を超えていることにつながつています。

開業医の死生観はどうあるべきか

るとも思います(図2)。

——延命至上主義はこれからも支
持されるのでしょうか。

長尾 そうとは思いません。超高
齢社会を迎えたところで、ようや
く延命治療が、哲学的、生命倫理
的な側面から論じられるようにな
なつてきているからです。今後は、
医療経済学的な観点からも、議論
が深められれば、キュアからケア
へのパラダイムシフトが加速する
ものと思います。

そうならば、延命至上主義が超
高齢社会に馴染まないのは、もは
や論を待たないと思います。日本
尊厳死協会では、「患者本人の意
向を無視した延命措置は、基本的
人権の侵害である」と考え、会員
12万人による「リビングウイル」
(生前の意志)の法制化を求める活
動を続けています。

「余計な延命治療をしない」と
が、病院という「場」においては一
番難しいと言われて久しいのです
が、私も勤務医時代に、全く食べ
れなくなつた咽頭がんの末期患者
さんが、輸液等の一切の医療処置
を拒否したものの、2カ月後に穩
やかに旅立つたことを経験しまし
た。これが、「平穏死」の第一号で

した。

——医師が「死」というものを正面
から学ぶ機会が来ていると考えて
もいいかもしれませんね。

長尾 そのとおりです。死生観や
臨床死生学に関する教育は、残念
ながら医学教育や医師の生涯教育
の中で全くと言っていいほど反映
されていません。医師の死生観の
成熟には、日本医学会や日本医師
会のリーダーシップのもと、生病
老死に寄り添う価値観を共有し、
生涯教育にも取り入れ、一般生活
者にも積極的に啓発すべきだと思
います。

「看取り＝病院搬送」の 認識を早急に変えるべき

——在宅ホスピスの基本的な考
え方を教えてください。

長尾 在宅ホスピスの基本的な考
え方は、不治かつ末期と判断した
ら自然に任せることのもので、例
えば高カロリー輸液などの延命處
置はしないといったことが挙げら
れます。余計な延命処置をしない
ことで、胃がんや大腸がんによる
がん性腹膜炎であつても、最期ま
で少しあるが食べられること
があります。また、寝込むのも2

週程度が多く、亡くなる数時
間前まで食べてしたり、自分でト
イレに行く患者さんさえいます。
「余計なことをしない」と言いま
したが、緩和医療だけはしつかり
行う必要があります。緩和医療は
病気の種類や療養の場所を問わな
い広い概念です。すなわち、「平
穏死」とは常に「緩和医療」と両輪
なのです。

——看取りも在宅現場では、
看取り寸前のところで、ヘルパー
やケアマネジャーが勝手に救急車
を呼ぶというケースが散見されま
す。「看取り＝病院搬送」だと思つ
ている介護者が実際に多いためで
す。在宅看取りとは「医療・介護
の連携とは、生病老死に寄り添う」
という価値観の共有の先にある結
果であり、前述した医師法20条の
正しい周知は、介護者や家族にも
必須です。多くの一般市民も「在
宅死＝警察沙汰」だと思つている
現実に、医師自身がもつと目を向
けるべきだと思います。

——施設での看取りを拒否する事
例が多いとありました。なぜなの
でしょうか。

長尾 老健や特養などの介護施設
は元来、医療が薄い場だからです。
りに同行させ教育しています。

図3 今後の看取りの場所

